

柏市スポーツ施設新型コロナウイルス感染防止対策について

相撲場・弓道場用（令和3年9月10日更新）

令和3年9月9日に緊急事態宣言の期間の延長が発表されましたが、ガイドラインの内容は、緊急事態宣言が発令された令和3年8月2日に更新したものと同内容となっております。※令和3年9月30日まで適用

利用者へご協力いただく事項

- 1 体調が優れない、身近に感染が疑われる方がいる、渡航等による濃厚接触歴がある方※はご利用をお控えください。
※過去2週間以内に、政府から入国制限されている国・地域等、もしくは入国後の観察期間を必要とされている国・地域等へ渡航をしたことがある方、もしくはそれら国・地域等の在住者と濃厚接触があった方
- 2 利用時に「スポーツ施設ご利用時の感染症対策チェックリスト」を提出していただきます。なお、いただいたものは概ね3週間後に廃棄します。
- 3 代表者が上記チェックリストを提出する場合は、利用者全員の連絡先を把握するとともに、感染者が発生した場合等に、連絡先情報を保健所等公的機関に提供する可能性があることを他の利用者にお伝えください。
- 4 マスクは受付時、競技を行っていない時、会話をする時に着用ください。
- 5 こまめな手指の手洗い、アルコール消毒を励行ください。
- 6 人と人との間隔を、できれば2m以上確保してください。
- 7 大きな声で会話や声援をしないでください。
- 8 施設利用終了後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合、または濃厚接触者となった場合には、速やかに施設へ報告してください。
- 9 施設利用後は速やかにご退場をお願いいたします。
- 10 新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）のインストールにご協力ください。
詳細については以下のURLのサイト内容をお読みください。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa_00138.html
- 11 施設内での飲食は禁止です（水分補給のための飲水を除く）。ただし、飲食を行う必要がある場合につきましては、施設管理者へご相談ください。
- 12 緊急事態宣言の期間が延長されたことに伴い、令和3年9月30日まで、午後7時で施設を閉場します。なお、今後の社会情勢によっては、期間を変更する場合があります。
- 13 その他3密の回避を徹底し、職員から指示があった場合にはその指示に従ってください。

施設管理者が行う事項

- 1 職員にマスク着用や体調管理を徹底いたします。
- 2 受付窓口では、飛散防止シールド越しに対応し、また現金の受渡しではキャシュトレイ越しとさせていただきます。
- 3 施設出入口、又は付近の手洗い場に消毒液か薬用石鹸を設置します。
- 4 共用部分には、定期的にアルコール等による消毒を行います。
- 5 日常の巡回を強化します。
- 6 感染者が施設より発生した際、感染の恐れがあるお客様や代表者様に連絡を行います。

施設利用にあたっての制限事項

- 1 人数制限を行います（人数が上限に達した場合は入場をお待ちいただきます）。
 - (1) 中央体育館弓道場は16名程度、沼南体育館弓道場は9名程度の入場とします。
 - (2) 中央体育館相撲場は、10名程度の入場とします。
- 2 各施設の観客席において、利用不可のマークがある席はご利用できません。
- 3 その他以下のとおり運用させていただきます。
 - (1) 弓道場では通常の紙製の紙の他にビニール製の紙を併用することがあります。
 - (2) 他の利用者の競技用具には極力触れないでください。
 - (3) 共用の用具を使う前後は、手指をアルコール消毒又は石鹸で洗浄するようお願いいたします。
 - (4) 利用者間で濃厚接触になり得る稽古はご遠慮ください。
 - (5) スリッパ等内履きの使いまわしはご遠慮ください。
 - (6) 部活動等多人数が集まる際は特にソーシャルディスタンスを意識するようお願いいたします。
 - (7) 大会等については別途ガイドラインがございますので、各施設にお問い合わせください。

- ・スタッフの指示及び上記の事項を遵守していただけない場合については、他の利用者の安全を確保する等の観点から施設管理者より施設の予約取り消し及び途中退場を求めます。
- ・施設利用者に感染者が出た場合は、施設を一時休場することがあります。
- ・今後の社会情勢等により、当事項は変更することがあります。